

【委員会記録】

杉本委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明を願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

海野政策監補

平成22年度普通会計の決算に係る県土整備部主要施策の実施状況及び決算額につきまして、お手元の説明資料によりまして説明を申し上げます。

まず、2ページでございますけれども、平成22年度の主要施策の成果の概要でございます。

当部におきましては、より少ない投資で最大限の効果を発揮する新しい公共事業の拡充を図るため、事業効果の早期発現、既存ストックの積極的活用、知恵と工夫を生かした公共事業の視点に立って、主要施策を推進してまいったところでございます。

具体的には、3つの柱に沿って施策を位置づけております。

まず、第1の安全で安心な県土づくりにおきましては、「1 公共事業のオープン化」といたしまして、公共事業における入札手続の透明性や競争性の確保等に努めたほか、「2 南海地震等自然災害対策の推進」、3ページでございますが、「3 施設の適正な維持管理」、「4 民間活力を導入した実証実験やモデル事業の実施」などを行ってきたところでございます。

次に、第2の活力に満ちた地域づくりでございますが、「1 総合交通体系の整備」といたしまして、道路・港湾・空港の整備をそれぞれ推進するとともに、5ページでございますが、「2 公共交通政策の推進」、「3 本四道路等の利用促進」に取り組んでいるところでございます。

続いて、第3の豊かな生活環境の創造でございます。

ここでは、「1 自然との共生の推進」といたしまして、ゆとりと潤いのある環境づくりに配慮した公共事業を進めてまいりましたほか、6ページでございますが、「2 生活排水対策の推進」といたしまして、流域下水道等による汚水処理人口普及率の向上、「3 豊かな生活空間の創造」を目指し、公園・住宅の整備等を図り、さらに、「4 ユニバーサルなまちづくりの推進」として、障害者・高齢者等を問わず、すべての人が安全・快適に暮らせるまちづくりに取り組んできたところでございます。

続いて、8ページでございます。

このページから16ページまでですが、主要事業の内容及び成果といたしまして、ただいま御説明いたしました主要施策の項目に該当する主な事業の成果を記載しておりますが、説明は割愛させていただきたいと思っております。

次に、18ページでございますが、平成22年度の歳入歳出決算額につきましてでございます。

まず、一般会計の歳入決算額でございますけれども、一般会計における県土整備部関係の歳入決算額は、表の下から3段目、計の欄に記載しておりますとおり、横にごらんいただきたいと思っておりますが、左から3

列目に記載の調定額 300 億 3,993 万 4,087 円に対しまして、その右隣の収入済額は 291 億 487 万 5,179 円でございます、その差額といたしまして、不納欠損額が 741 万 212 円、収入未済額が 9 億 2,764 万 8,696 円となっております。

不納欠損額につきましては、県営住宅使用料並びに業務委託契約解除に伴う違約金について、消滅時効の完成等、実質的に回収が困難となったことによるものでございます。

また、収入未済額の主なものは、用地対策課の特定事業移転促進資金貸付金の未償還額が 5 億 7,322 万 7,428 円、住宅課の県営住宅入居者の家賃滞納等に係るものが、過年度からのものを含めまして 3 億 4,095 万 1,130 円などでございます。

また、右端の欄の予算現額と収入済額との比較では約 93 億 7,000 万円の差が生じておりますが、これは、繰越事業に係る国庫補助金の受け入れが翌年度に送られていることが主な理由でございます。

19 ページでございます。

一般会計の歳出決算額でございますが、表の下から 3 段目、計の欄を横にごらんいただきたいと思っておりますが、左から 2 列目に記載の予算現額は 725 億 490 万 7,450 円で、このうち約 193 億円が前年度からの繰越予算でございます。

これに対しまして、左から 3 列目の支出済額は 555 億 5,990 万 7,105 円となっております、一番右端の欄に予算現額と支出済額との比較を記載しておりますけれども、169 億 4,500 万 345 円となっております。その内訳といたしまして、翌年度繰越額が 160 億 1,713 万 6,189 円、不用額が 9 億 2,786 万 4,156 円となっております。

不用額の主なものでございますが、県土整備政策課で 5 億 7,311 万 5,955 円。これは、人件費の執行残などによるものでございます。

また、道路整備課の 1 億 3,759 万 8,890 円を初め、各課の不用額は、主に工事などにおける請負差額や事業費の執行残によるものでございます。

続いて、20 ページでございますけれども、特別会計の歳入決算額でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計など 4 つの特別会計の合計で、最下段の計欄に記載しておりますとおり、調定額が 31 億 6,171 万 1,286 円、収入済額が 31 億 2,615 万 5,272 円、不納欠損額は 2,340 万 94 円、収入未済額は 1,215 万 5,920 円となっております。

不納欠損額につきましては、港湾等整備事業特別会計における港湾施設使用料に係る滞納処分の執行停止によるものでございます。

また、収入未済額の主なものは、港湾等整備事業特別会計における港湾施設使用料に係るものでございます。

最後に、21 ページでございます。

特別会計の歳出決算額でございますが、4 つの特別会計の合計で、最下段の計欄に記載しておりますとおり、左から順に、予算現額 69 億 3,528 万 6,000 円、支出済額 44 億 2,172 万 9,435 円、翌年度繰越額 1 億 6,755 万 6,000 円、不用額 23 億 4,600 万 565 円となっております。

不用額の主なものは、公用地公共用地取得事業特別会計における先行取得に係る事業量が当初の見込みよりも減少したことによる執行残などによるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

杉本委員長

以上で、説明は終わりました。
それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

松崎委員

今説明あった中で、歳入歳出の決算審査意見書っていうのがあるんですよね。意見書をいただいている中で、特に留意すべき事項っていうのが4ページにありまして、県土整備部に関することなどについては、2番の項があったり3番の項や、それから5番の項が大きいと思うんですけど、特に3番の項で、委託業務、請負工事に対する事務で、法令規則等に定める手続を怠っているもの云々ということの不適切っていう処理があったということで指摘されておるんですけども、これ、具体的な問題点がどこにあったのか。それから、その後、この決算書を上げる段階ではきちっと整理をされてきているものなのかどうかということでお聞きしたいと思います。

七條建設管理課長

ただいま委員のほうから、歳入歳出決算審査意見書におきます委託業務、請負工事に関する不適切な処理についての御質問をいただきました。

これは決算書におきまして留意事項3として、今、委員も御紹介いただきましたように、留意事項という形で記載されておるものでございますけども、具体的には、まず委託業務におきましては、委託業務成果品の検査におきまして、従来その業務を所管する課長補佐等が検査員として完了検査を行っておったわけでございますけど、そういったものをより厳格に行うため、検査員を当該業務以外の所管しております課長、または課長補佐が行うという、いわゆるクロスチェック体制という形で審査の厳格化を図るように、委託業務検査要領を昨年10月1日付で改正したんですけども、その一部が従来どおりの体制で検査しているものが一部であったというようなことが1点。

それから、請負工事におきましては、建設リサイクル法におきます建築の解体とか新築工事におきまして、県知事あての届け出が必要なんですけども、そういった届け出が土木工事におきましても500万円以上の請負工事については、県知事あての届け出の通知が必要なんですけども、そういったものが一部でできていなかったと。

それから、例えば、中間検査が5,000万円以上の工事ですと原則1回以上は行わないといけないんですけども、そういうのが工事の中身によりまして、できていないものがあったと。そういったような指摘を監査におきまして受けたところでございます。

その問題点としましては、県土整備部発注工事の執行につきましては、入札とか契約、それから施工の各段階におきまして、さまざまな基準とか運用に基づきまして実施しております。毎年法律が改正すること

などにより、たびたび改正等を行っておるわけでございまして、通知の文書が多数に上っており、こうした通知の文書の周知が十分でなかったというような面があったということで認識しておるところでございます。当課におきまして、その辺の事務執行の徹底を行ってきたわけですが、そういったものが一部で不十分だったということで、まことに遺憾であったというふうに考えております。

こうしたことから、今回こういった原因をさらにチェックしまして、具体的な対策としましては、再発防止に向けた関係の所属長の会議を開催しまして、そういった事務執行の処理の徹底をお願い、指示するとともに、また具体的にはチェックリストの充実強化とか、それから庁内LANが県にはございますけども、その庁内LANの中において従来通知文書なんかを掲載していたわけでございますけども、そういったものをさらに系統立って整理して、事務所の担当者がすぐにそういった文書をチェックできるように、確認できるような体制に修正するなど行いまして、コンプライアンスの確立という点で、さらに事務執行の徹底を図るように今取り組んでいるところでございます。

したがいまして、今後ともこういったことがないように、さらに関係機関、執行機関とあわせて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

松崎委員

この間、いろいろ不祥事なども、県土整備部をめぐって、私の知ってる範囲では4年間の中で少しあったというふうに思ってるんですけども、それはやっぱり当たり前のチェックリストのとおり業務が行われてなかったとか、この監査意見に指摘されているようなコンプライアンスの遵守が行われてなかったというふうなことがあったというふうに聞いてるんですけども、これはもう不祥事の根源だろうと思いますので、ぜひ今お答えがあったように、監査にも指摘されておりますので、そここのところの徹底はぜひ平成23年度ではこういう指摘がないようお願いを申し上げたい。

その上で、決算の数値については、適正な数値だということによろしいですか。

七條建設管理課長

決算数値については、間違いのない数値という形で確認しているところでございますので、よろしく申し上げます。

松崎委員

これも毎回多分問題になってると思うんですけども、説明いただいたところでは18ページの歳入決算書、この中で一番大きなのはどうしてもこの住宅課の関係の3億4,000万ですか、収入未済が。それから、不納欠損で630万を落としたということなんですけども、この未済ということで一応、資産割といいますか、資産にまだ入ってないんだというところの決算なんですけども、この中に、さらに不納欠損額の可能性はかなりあるんでしょうか、ないんでしょうかということです。そこら辺は点検されておられるんでしょうか。

それと、もう一つは、この収入未済額がこれだけあるんで、この回収についてどのように今後対応される予定なのかお聞きしたいと思います。

黒島住宅課長

ただいま住宅課の未収額の件についての御質問でございますが、まず、収入未済額につきまして、県営住宅の家賃の滞納によるものが大部分でございますが、その状況でございますが、滞納につきましては、入居者が低所得者で生活困窮者であるということに加えまして、失業等による収入の低下や病気等による支出増加が主な要因ではないかというふうに考えておりまして、その滞納に対する対応でございますが、まず、滞納が生じた場合に管理代行者でございます住宅供給公社によりまして、滞納者に対しまして、個々の困窮事情等に配慮しつつ、文書による督促や呼び出し、訪問等の納付指導を行っております。

さらに、悪質な高額滞納者に対しましては、連帯保証人も含めまして、家賃支払い、それから家屋の明け渡し請求の法的措置を前提に、県におきまして直接納付指導を行っていくところでございます。また、それにも従わない場合には、実際に提訴をしておりますが、平成 22 年度は 12 件、それから今年度も去る 6 月に 5 件提訴したところでございます。

また、平成 20 年度からは県職員と住宅供給公社職員によりまして夜間の訪問督促を行っておりますが、平成 20 年度は 2 回、21 年度は 3 回、22 年度は計 4 回の夜間督促を実施したところでございます。今年度につきましても、5 月中旬から家賃等の滞納者に対しまして、第 1 回目を住宅課全職員によりまして夜間督促を行いまして、9 月にも第 2 回目の夜間督促を実施したところでございます。

一方、家賃を滞納したまま退去しました者への対応といたしまして、平成 18 年度からは債権回収のノウハウを持ちます民間の債権回収会社に委託をして債権回収を行っており、徴収強化に努めておるところでございます。

それから、先ほど説明ありました不納欠損でございますが、徴収の強化とか法的措置とあわせまして、平成 22 年度 2 月議会におきまして、滞納を残したまま退去した名義人及びその連帯保証人が死亡し、その後、相当な期間が経過しております場合等、実質的に徴収が極めて困難なものにつきましては、議会の議決をいただきまして、この欠損処分、ここに出ております 630 万 4,352 円を行わせていただいたところでございます。

これらの取り組みの結果でございますが、平成 16 年度以降ふえ続けておりました累積の未収金につきまして、平成 22 年度は前年度から約 460 万円の減少、また現年分だけで申しますと、家賃徴収率につきましては、過去 10 年間では最高の 96.28% となっている状況でございます。県営住宅の滞納家賃を減らしていくことは重要な課題でございますので、今後も個々の入居者の生活状況には十分配慮しつつ、適切な徴収を行い、徴収率の向上に努めていきたいというふうに考えておりまして、一応この 3 億の中に不納欠損額についても含まれておる状況でございます。

松崎委員

よくわかりました。

収入未済額を減らしていくために努力をしていただいて、なおかつそれこそ連帯保証人まで亡くなられたり、回収不能というのは不納欠損という処理で仕方がないことだろうというふうに思いますけれども、先ほど説明があったように、いろんな夜間督促まで行っていただいて頑張っていたらということなんです、これは 3 月末で 3 億 4,000 万程度の収入未済があったんですが、今年度の半年間、9 月までで、かなり解消で

きてる実績があるとして、報告ができる分があれば報告をいただきたいのと、もう一つは、県営住宅の場合、たしか、いわゆるマル暴の方が借りてる場合などもあって、そういう人にはもう貸さないということだったような気がするんですが、今現在は警察との連携の上で、もう貸してないというふうに理解してよろしいでしょうか。

黒島住宅課長

今年度のこれまでの取り組みの成果等についてでございますが、引き続き、ただいま御説明しました対策に取り組んでおりますが、ちょっと成果という部分でまとめておりませんので済みません。

それから、暴力団員等を排除する取り組みにつきましては、過去に暴力団員等が入居しているということで退去を求めたときもありますが、今のところ入居してるという状況はございません。

松崎委員

まだ最終的なまとめは、この1年間の努力にもよると思うんですが、収入未済額の減少について、引き続いて取り組みを要望しておきたいということと、現在のところ、マル暴の方はいないということのようですので、ただ、別名義とかいろいろあるかもしれませんので、十分注意をしながら入居者の決定については当たっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

児島委員

それでは、先般、大きな被害がありました直撃の台風15号の被害の関係でちょっとお聞きをしておきたいと思います。

新聞報道もされておりましたように、公共土木被害は15号の分で19億1,900万円ということでございますが、これはもちろん多岐にわたるものですから、市町村がそういった復旧に向けてやらなくてはいけない事業、そしてまた県のほうがやらなければいけない事業等々あると思うんですが、この対応について、国へ向けて、そしてまた県側としての現時点での対応についてお伺いをいたしたいと思います。

津田砂防防災課長

ただいま台風15号についての災害の状況と今後の取り組みについてのお話でございます。

台風15号は9月21日に徳島県に最接近した後、近畿、東海を暴風域に巻き込みながら浜松市のほうに上陸したものでございます。実態は非常に強い勢力を保ったまま四国の南の海上を、広い範囲で大雨が降っております。その中で、徳島市内でも約600ミリの大きな雨となった状況でございます。今回の道路、河川、港湾、公共土木施設の関係の被害状況ですが、先ほどもお話ございましたように176件、19億1,900万円でございます。大きな災害を申し上げますと、一般国道193号線、これ那賀町ですけども、道路の決壊で1億5,000万。道路関係では114件、13億9,830万円出ております。次に、河川関係ですけども、海部川の護岸決壊で約4,000万。河川関係では56件、4億570万円。また、砂防関係でも3件ほど出ております。約2,000万円でございます。

今後これらの公共土木施設につきましては、各庁舎の取りまとめ、災害査定を受けまして、被害箇所の早期復旧に努めていく所存でございます。

ちなみに、これからの予定ですが、台風 15 号に関しましては、災害査定が 11 月 28 日から 12 月 2 日にかけて、国の査定を受ける段取りで考えております。今後、当然市町村もたくさん災害出てきておりますので、これらを調整しまして、極力多くの施設災害をとれるように頑張っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

児島委員

今の御報告をいただいたように、台風 15 号については、11 月 28 日から 12 月 2 日ということなのですが、私もその後すぐに現地を回らせていただいて、かなりの被害が出ておったことに驚いたわけでもありますし、やはり早急にその対策にかかっていたかなくてはならないところでございますので、厳しい財政状況の中ですから、こういった今国へ上げております国の対策の資金として、国の事業でこの復旧対策をやっていたのが一番理想なんです、これもまたもう一度、現場との調整も図っていただいて、早急にかからなくてはならない箇所もたくさんありますし、既に仕事とかいろんな形でとまっているような状況のところもありますので、この点、もう一度また、予算的なものもあるんですが、現地を確かめていただいて、早急にかかれるものはかかっていたきたいと、もうそれはひとつ強くお願いを申し上げておきたいと思っております。

それと、もう一点、南部運動公園のことなのですが、これも今皆さんが御承知のとおり、野球場ができて、大きな全国の大会とか高齢者の大会とか、非常に利用していただいて効果が上がっておるわけでございます。ここは指定管理ということで今運用されておるわけでございますが、この南部運動公園の現状の収支について、県営の施設でございますので、その点についてわかる範囲でお聞かせをいただきたいと思っております。

延都市計画課長

ただいま南部健康運動公園の収支についてという御質問をいただいております。

県が設置管理しております都市公園、8公園につきましては、南部を除きまして指定管理制度を導入しております。南部健康運動公園につきましては現在整備中であるということもございまして、都市公園法に基づきまして、都市公園法の第5条第2項という項目がございます。これにつきましては、設置者以外の者による管理を許可するという項目でございまして、この第5条第2項の許可をいたしまして、阿南市のほうで管理をしていただいておりますという状況でございます。管理の役割分担につきましては、野球場、テニスコート等の施設につきましては阿南市のほうで管理、運営をしていただいております。それ以外の公園スペースの植栽管理でありますとか、その他の園地管理については県のほうで管理運営をさせていただいております。

収支という御質問でございますが、管理許可という制度を運用してございますので、歳入につきましても阿南市さんの歳入。費用につきましても、その許可を与えておる施設については、阿南市のほうの歳出予算をもって運営をされておると。県のほうは、公園、園地部分ですね、植栽管理等につきましては、年間 1,500 万程度の管理費をもって植栽管理等適切な管理をしております。

今後とも施設の整備にあわせまして、県民の方が安全・安心でしっかりと利用していただけますよう阿南

市と役割分担をしながら、適切な管理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

児島委員

その管理のほうはわかっておったんですが、改めて質問させていただきました。

今実際に活用しております野球場につきましても、冒頭申しましたように、いろいろな西日本の大会とか全国大会とか、当地の野球のほうが御利用いただいておりますが、やはり収支面においては非常に厳しい状況にあるのは事実でございます。

そして、あと厳しい財政状況の中でございますが、テニス場につきましても、現在4面を、やがて来る全日本の大会に合わせて、あと残りの4面にも今かかっていたいただいておりますが、大変ありがたいと思っておるわけでございますが、ずっと私も言い続けてきてるんですが、この南部運動公園もあと残りの運動競技場、そしてまた地元から先般も陳情をさせていただいたんですが、県内のサッカー場として、公式なサッカー場として早く充実してほしいというのが県のサッカー協会のほうからの御陳情でもあるわけでありませう。そんな中で、確かに県の財政も厳しい状況の中で、今後残されたそういった競技場とかサッカー場を充実して、南部運動公園を早期に完成するため、県として今後どのような形で進めていかれようと思つたのか、その点の目標と申しましょか、方向性についてお聞きをいたしておきたいと思つております。

延都市計画課長

南部総合運動公園の今後の整備の方針についてという御質問でございます。

今、委員のお話にもございましたように、南部健康運動公園につきましては、今現在、野球場、多目的広場、テニスコート4面の供用をいたしております。現在、再来年夏の全日本レディースソフトテニス大会の開催に向けまして、残るテニスコート4面の整備を図っているところでございます。

委員のお話にもございました残りの陸上競技場、サッカーにも利用できるような陸上競技場の整備につきましては、その整備手法等についても十分検討をさせていただきたいということ。また、あわせて地元阿南市でありますとかスポーツ関係団体等からもさらに御意見をいただきながら、どういうふうに整備あるいは管理をしていくのかを検討して、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

児島委員

わかりました。

確かに、重ねて言いますけれども、やはり県財政も厳しい中でございますので、なかなかこの陸上競技場、そしてサッカー場という完成に向けては、いろんなまだこれから障害があるわけでございますが、先般からも、県のほうにも知事さん等に陳情もさせていただいておりますが、やはり使うのがサッカー場と陸上ということでございますので、本県のリードをしていただいております陸上は大塚製薬、サッカーもそうでございますが、そういった企業、そしてまた地元の日亜化学さんによりますLEDを使った新たな競技場施設ということで、今、県の側としても、そういった地元の企業さんのほうにもお力添えをいただくような、そういった働きかけと運動

をぜひとも強力にお願いをいたしておいて、この件については終わりたいと思います。

以上でございます。

木南委員

決算委員会の定番であります未済額、不用額あるいは不納欠損額について、若干お伺いしたいと思います。

不用額の、県土整備政策課の5億7,000万は、ちょっと聞きそびれたんですが、何だったんでしょうか。

板東県土整備政策課長

委員から県土整備政策課の不用額についての御質問でございます。

県土整備政策課の不用額5億7,311万5,955円ですが、このうち5億6,209万5,261円につきましては、人件費の不用額となっております。これは、公共事業費の事務費を節約し、可能な限り公共事業費の人件費を充てていくという形で、その裏となっております土木事業設計指導監督費で計上していた人件費の支出が抑制されたということによるものでございます。

木南委員

不用額が一般会計で9億、特会で23億あるわけですが、これは、この景気の悪い中で出納閉鎖してわかったというんでないと思うんですね。景気の悪い中で、いろんな工事費が安くなったとか、いろんな始末したとかいう不用額を補正予算でできる限り工事の発注に向けるっていうその可能性というか、そういう手だてではないもんかと常々思うんですが、いかがでしょうか。

板東県土整備政策課長

不用額につきまして、それを予算できちんと見直し、補正などで見積もって、残りを工事費に充てられないかという御質問でございます。

先ほど申しました土木事業設計指導監督費の関係につきましては、それぞれ工事の関係につきまして、どれだけ事務費が縮減できるかという見直しが必要でございます。これをなかなか見通せないというのが現実でございます。非常に厳しいなというふうに考えております。ただ、工事費につきましても、入札の執行残とか、そういう形がございますが、その形につきましても、できるだけ余った分については翌年度予算にっていうような形もございますので、2月補正の段階では見切らないという分については、不用として落とさせていただいているというような次第でございます。

木南委員

やっぱり不用額についても災害対策費とかあるいは人件費等については、なかなか年度末までわからないという事情はあると思うんですが、できるだけ早く工事を発注するという御努力をお願いしたいということをお願いをしておきます。

次に、収入未済額についてお伺いをいたします。

特別会計の港湾の2,340万。この使用料の不納欠損って、もう少し丁寧な説明がしていただけるならば、していただきたいと思います。

元木港湾空港課長

委員のほうから港湾等整備事業特別会計の不納欠損額について御質問がございました。

この不納欠損額2,340万94円につきましては、徳島小松島港末広地区の野積み場と上屋を使用していた港湾運送事業者の破産手続完了に伴う不納欠損額でございます。

当該事業者は業績不振により、平成14年ごろから施設の使用料の滞納を始めたところございまして、我々としましても、港湾使用料を適正に納入していただくために、平成19年度から未収金対策会議等を開催しながら、当該事業者に対しまして強力に納付指導を行うとともに、分割納付や銀行預金の差し押さえなど進めておったところございますが、平成20年度には事実上の倒産状態になるとともに、滞納額が2,351万3,886円となりました。そして、21年7月から徳島地方裁判所におきまして、破産手続が開始されております。それで、平成23年1月には破産手続が完了したものでございまして、県におきましては、同社の破産手続の開始を受けまして、平成21年8月に交付要求を行い、平成21年11月に配当金11万3,792円を回収しております。この結果、滞納額2,351万3,886円から配当金11万3,792円を差し引いた2,340万94円につきまして、これ以上の債権回収が不可能であるため、不納欠損処分を行ったものでございます。

木南委員

今の時代ですから、そういうふうな時効というか倒産というのがあって不納欠損が出るというのは、もういたし方がないところかなあって思うところではありますが、先ほど松崎委員からの不納欠損額についての御答弁は、一般会計では住宅課が一番多いんで住宅課長のほうから答弁いただいたんですが、やっぱり住宅供給公社に管理を委託してるんで、そういう答弁になるんかと思うんですが、どうも県営住宅に対する家賃の集金っていうのが非常に甘いんでないか。あるいは、連帯保証人に対する感覚も非常に甘いんでないかっていうのが私の感覚です。っていうのも、もう入居して20年にもなるのに、亡くなった連帯保証人がいるだとか、あるいは連帯保証人になった人自体がもう記憶にないだとか、そういうことが非常に多いように思うんですが、そこらあたりの連帯保証人に対する感覚といいますか、住宅課としてはどんなふうと考えられておる。民間の住宅では、決してそんなことあり得ないようなことが起こってるように思うんですが、どうでしょうか。

杉本委員長

小休します。(11時19分)

杉本委員長

再開します。(11時20分)

黒島住宅課長

ただいま県営住宅における連帯保証人についての御質問でございますが、県営住宅につきましては、条

例等に基づきまして連帯保証人2人ということを出していただくようになっております。確かに保証人になられて、その後、保証人がどういう状況でおられるということについては、県としても十分把握に努めておるところでございますが、なかなか実態を確定できていないという状況がございます。その中で、連帯保証人等に対する要件緩和というか、その辺の話も出てきているところがございますが、先ほど来、御説明させていただいておりますが、滞納家賃というものが大きく膨らんでいる状況の中で、連帯保証人というものに対する緩和というものについてもなかなか難しいという状況で、今後その保証人についても、そのあり方、当然民間賃貸住宅におけるあり方もそうなんですけど、その辺も含めまして、検討はしていかなければいけないというふうには考えております。

木南委員

実態をよく調査して、何でこんなことを言うかっていうと、収入未済額っていうのは県の債権ですし、不納欠損額っていうのは民間でいうと不渡り手形とこういうことなんです。で、不渡りが出ないようにできるだけするっていうのが、やっぱり経営者としての手腕であるし、努力をしなければならないことだと思うわけです。

その中で、収入未済額っていうのは県の債権なわけで、この債権の中には、多分ABCランクがつくと思うんです。Cは不良債権になる、あるいは不渡りになる可能性がある。Bは不良債権になる可能性がある。Aは、これは安全な債権であるというふうなランキングっていうのが債権の中には、その色分けができると思うんですが、県としては、この債権の収入未済額のランキング分けっていうのはしているのかどうか。県土整備部としてはどんなふうな分析をされておるのか、お答えいただければありがたいと思います。

杉本委員長

小休します。(11時23分)

杉本委員長

再開します。(11時23分)

木南委員

先ほど言いましたように、そういうふうな分析っていうのは非常に大事でないかと。それが、不納欠損額を減らすことでもあるし、あるいは、いち早く不納欠損額に落として、帳面をきれいにするということも1つでありますし、収入未済額を減らしていくということにもつながると思うんで、そういう御努力をいただければありがたいと思うんですが、御答弁はこれについてはいけますか。

榊県土整備部副部長

委員からお話がありましたように、厳しい財政状況の中、また県民の血税で行政を行っているという状況を考えますと、やはり適正な資産の管理というのは重要であると考えております。収入未済といえますのは、早い段階で御本人または連帯保証人等の状況も踏まえながら、早い段階から督促っていうのが必要だと考えております。

そうしたことから、現に収入未済となっているもの等につきましては、委員お話しがありましたように資産分類、これをそれぞれの分野分野で、なかなか簡単にいかない部分もあろうかと思いますが、状況等把握しながら資産分類を行い、またこれから新たな未収が発生しないよう、早い段階から強力な督促等もやっていきたいと思っております。

なお、県営住宅等につきましては、低所得者を対象としてございますので、十分その生計状況を踏まえながら、福祉の観点も加味しながら、適正な管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

杉本委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時25分)